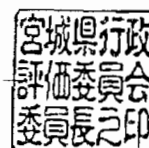


宮行評委第14号  
平成19年8月27日

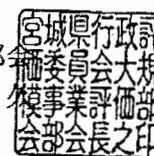


宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会  
委員長 大村 虔



宮城県行政評価委員会大規模事業評価部  
部会長 林 山 泰



教育・福祉複合施設整備事業に係る大規模事業評価について（答申）

平成19年6月4日付け評価第15号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会  
条例第6条第1項第2号及び同条第7項の規定に基づき、大規模事業評価部会で審議した結果を  
別紙のとおり答申します。

なお、審議の経過については、別添「審議経過」のとおりです。

(別紙)

教育・福祉複合施設整備事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面（評価調書）をもとに、事業の必要性、適時性、有効性及び効率性等、同条例施行規則（以下「規則」という。）第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面（評価書）の作成及び事業の具体化にあたっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を同書面及び事業に適切に反映することを求めます。

記

- 1 事業の具体化にあたっては、教育及び福祉関連施設の一体的整備による連携強化や効率化等の利点を十分に引き出すとともに、各施設機能の特殊性などにも配慮した施設整備と運営を行うこと。（規則第17条第1項第6号関連）
- 2 施設設計にあたっては、利用者ニーズを踏まえ、ハード、ソフト両面の機能充実を図ること。また、広く県民に開かれた施設としての活用方法等について、検討を行うこと。（規則第17条第1項第4、6号関連）
- 3 既存施設の跡地についても、その有効活用の方策を早急に検討すること。（規則第17条第1項第5、6、8号関連）